

2013年12月現在

東大柏ベンチャープラザ入居企業に対する千葉県及び柏市賃料補助制度の概要

■名称

- (1)千葉県大学連携型起業家育成施設入居企業等研究開発促進補助金（千葉県）
- (2)柏市産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金（柏市）

■交付対象者

大学若しくは高等専門学校(以下「大学等」という。)の研究シーズを活用して研究開発等を行うもの又は大学等と連携して研究開発等を行うもののうち、県内に事業所若しくは生産拠点(東大柏ベンチャープラザ又は東葛テクノプラザに設置するものを除く。以下同じ。)を有するもの又は東大柏ベンチャープラザ退去後に県内に事業所若しくは生産拠点を設置するものとします。(千葉県の制度の交付対象者です。柏市の制度の交付対象者については、上記の文中「県内」を「市内」に読み替えて下さい。)

ただし、次の各号に掲げるものを除きます。

- 一 資本金が三億円を超える企業
- 二 前号に該当する企業又は当該企業の取締役が、発行済株式総数の二分の一以上の株式数を保有している企業
又は出資口数若しくは出資価格の二分の一以上の出資をしている企業
- 三 交付申請時直近の事業年度の決算に係る損益計算書において、経常利益を三千五百万円以上計上している企業
- 四 東大柏ベンチャープラザに入居後五年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人
- 五 県税及び市町村税を滞納しているもの

■交付期間（千葉県、柏市ともに同期間）

5年以内

■補助額（千葉県、柏市ともに同額）

- ①大学発内ベンチャー：500円/㎡・月
- ②法人設立前又は設立5年未満：500円/㎡・月
- ③法人設立5年以上：250円/㎡・月

※要件に該当する方は、千葉県及び柏市の各々から賃料補助を受けることができます。